



島根県報

令和6年11月29日（金）

号外 第 115 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（3件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第690号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市美保関町森山1087番3地先から同1088番1地先まで	メートル 114.81	令和6年 11月29日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第691号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1293番1地先から同1178番14地先まで	メートル 100.00	令和6年 11月29日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	

島根県告示第692号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1703番2地先から同1834番1地先まで	メートル 691.00	令和6年 12月9日	県央県土整備 事務所	